

38 十五年戦争と

日本民族衛生学会(協会)(その二)

—学会活動と「国民優生法」の制定

助 昭 三

「目的」「国民優生法」の制定が精神障害者やハンセン病患者に対する謂われない差別思想を作り上げる一つの要因であったこと、戦後それが「優生保護法」に改正されても断種条項の存続を許し、最近の元ハンセン病患者に対する宿泊拒否問題等など、今日でも国民の中に「優生思想」が影を落としている。このような脈絡から、戦前の「国民優生法」の制定の経過との関係で日本民族衛生学会(協会)の果たした役割を検討する。

「方法」「国民優生法」の制定は一般の文献及び「民族衛生」、「優生学」、「優生運動」誌等や帝国議会の「速記録集」の調査に拠った。

「結果」①大正から昭和の十五年戦争期にかけての保

健、医療政策に影響を与えた機関に「保健衛生調査会」、「人口食糧問題調査会」があり「優生」が論議されている。しかし「人口食糧問題調査会」では永井潜の求めた精神障害者等の結婚禁止、断種案は成案とはならなかった。一九三〇年三月、「保健衛生調査会」で「民族衛生調査に関する特別委員会設置の件」が決定されたが優生施策の調査研究が中心で断種法の立案には至らなかった。

・しかし一九三〇年十一月、永井潜、池田林儀、後藤竜吉等による日本民族衛生学会の発足、学会としての優生結婚相談所の開設、各地での学会支部結成や講演会、結婚展覧会の開催、映画「結婚十字路」の作成は、「優生法」制定への世論形成に大きな役割をはたした。一九三三年十二月の学会内の断種法制定小委員会の組織化(三十三年に制定されたナチスの「遺伝病者後裔防止法」に触発と推定)は、それまでの優生運動、断種論争や厚生省、帝国議会の優生問題論議に大きな影響を与えた。

②「国民優生法案」は一九三四年、第六十五帝国議会上程後、四回にわたって議会上程されたが、それら

の各「法案」作成に学会は積極的な役割を果している。

・上記の学会内の「断種法制定小委員会」の組織化に刺激されて、一九三四年五月に政府は民族衛生学会との共同の「断種法協議会」を開催している。

・一九三四年十一月の保健衛生調査会での「優生法案」の審議、一九三五年の第六十七帝国議会（荒川五郎議員）、一九三七年の第七〇帝国議会（八木逸郎議員）へ提出された「優生法案」の原案は、日本民族衛生学会の「断種法案」が大きな影響をあたえた。

・更に、一九三六年の日本民族衛生学会の「協会」への改組による優生思想の啓蒙活動の更なる展開、そしてその第五回大会での「日本民族衛生協会の建議」―「断種法の制定」等―は「優生法」への世論の形成、国会審議の促進に決定的な影響を与えた。

③一九三七年七月、日本学術振興会国民体力考查会優生学部委員会より「国民体位に関する遺伝学的調査」が報告され（責任者永井潜）、政府への建議案が作成された。これは「断種」に慎重であった内務省が、厚生省の新設、日中戦争の開始の中で急速に「優生法案」の提出

に傾斜していったことを示している。

・一九三八年四月、学術振興会、民族衛生学会、厚生省等の共催で「民族優生協議会」が開催され、更に一九三九年十一月に新たに組織された「国民体力審議会」から「民族優生制度案要綱」が示された。これが母体となつて「国民優生法」案（政府提出議案）が作成され、一九四〇年三月に議会で提案、可決された。

「結論」戦前の日本民族衛生学会（協会）は優生学の研究と共に、「優生運動」をきわめて重視した。それは軍国主義・ナシヨナリズムとも強く関連して進められた面が強い。また「科学的」という名目で「断種」「結婚管理」などの人権を無視した政策が正当化される危険があることをも示唆している。

（城北病院）